



市 章

大津市公報

令 和 7 年 3 月 25 日
号 外 (第 15 号)発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月 1 日、15 日 (休日の場合は翌日) 発行

目 次

○ 規 則

- 14 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
15 大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
16 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2

○ 告 示

- 89 平成 10 年告示第 15 号 (大津市営住宅の利便性係数について) の一部改正…………… 2

○ 企 業 局 管 理 規 程

- 2 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正…………… 2

規 則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第 14 号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 (平成 7 年規則第 23 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の 11 第 2 項第 2 号中「、条例第 8 条の 4 第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。

第 13 条第 1 項第 17 号中「しないが」を「していないが」に改め、「者」の次に「又はパートナー関係にある者」を加え、同項第 18 号中「小学校就学前の」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」に改め、「ある者」の次に「又はパートナー関係にある者」を加え、「ため又は」を「ため、」に、「勤務」を「、又は学校保健安全法 (昭和 33 年法律第 56 号) 第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う当該子の世話をを行うため勤務」に改め、同項第 19 号中「小学校就学前の」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

(令和 7 年改正条例附則第 2 項の規定による時間外勤務の制限の請求)

第 25 条 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (令和 7 年条例第 11 号) 附則第 2 項の規定による請求は、第 8 条の 10 第 1 項の規定の例により、これを行うものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本則に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第 15 号

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の育児休業等に関する規則 (平成 4 年規則第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 号中「しないが」を「していないが」に改め、「にある者」の次に「又はパートナー関係 (当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (令和 5 年法律第 68 号) 第 2 条第 1 項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第 2 項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。) にある者」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第16号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表第53項」を「別表第54項」に改める。

第6条を次のように改める。

（低炭素建築物新築等計画の認定等の評価書面に係る機関）

第6条 条例別表第60項第1号イ(ア) a の表200平方メートル未満のものの項に規定する規則で定める機関は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第89号

平成10年告示第15号（大津市営住宅の利便性係数について）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

第1項の表堅田第二団地（3号棟）の項中「0.7785」を「0.7871」に改め、同表大谷団地の項中「0.8293」を「0.8148」に改め、同表中央団地の項中「0.8055」を「0.8190」に改め、同表西の庄第一団地の項中「0.8360」を「0.8502」に改め、同表西の庄第二団地の項中「0.7920」を「0.8055」に改め、同表昭和第二団地（1号棟）の項中「0.8008」を「0.8144」に改め、同表膳所団地の項中「0.7832」を「0.7965」に改め、同表御殿浜第二団地（2号棟）の項中「0.7832」を「0.7920」に改め、同表田上団地の項中「0.8131」を「0.7990」に改め、同表田上第二団地の項中「0.7871」を「0.7735」に改め、第2項の表昭和第三団地（2号棟及び3号棟）の項中「0.8008」を「0.8144」に改め、同表昭和第三団地（1号棟）の項を削り、同表昭和第三団地（1号棟以外の号棟）の項中「（1号棟以外の号棟）」を削り、「0.8096」を「0.8234」に改める。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第2号

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第7条の8第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第7条の10第2項第2号中「、第7条の8第1項の規定による請求にあっては3歳に、同条第2項の規定による請求にあっては」を削る。

第7条の11中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第14条第1項第17号中「しないが」を「していないが」に改め、「者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。以下同じ。）にある者」を加え、同項第18号中「小学校就学前の」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「ある者」の次に「又はパートナー関係にある者」を加え、「ため又は」を「ため、」に、「勤務」を「、又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして公営企業管理者が定める事由に伴う当該子の世話を行

うため勤務」に改め、同項第19号中「小学校就学前の」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

本則に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第28条 公営企業管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 公営企業管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第29条 公営企業管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日（大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程第7条第2項に規定する勤務の制限を請求する一の期間における初日をいう。）とする改正後の第7条の8第1項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同条及び同規程第7条の9第1項の規定の例により、当該請求を行うことができる。